

成蹊学園個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人成蹊学園及びその設置する学校（以下「本学」という。）が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「特定個人情報ガイドライン」という。）に基づき、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の「取得」、「利用」、「保管」、「提供」、「開示、訂正、利用停止」、「廃棄」の各段階における留意事項、安全管理措置等について定め、もって本学の取り扱う特定個人情報等の適正性を確保することを目的とする。

2 特定個人情報等に関しては、「成蹊学園個人情報の保護に関する規則」及び「成蹊学園個人情報の保護に関するガイドライン」に優先して本規則を適用し、本規則に定めのない事項については、「成蹊学園個人情報の保護に関する規則」を準用する。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人番号 番号法に定める個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であつても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (5) 特定個人情報データベース等 個人番号をその内容に含む個人情報データベース等をいう。
- (6) 保有特定個人情報 本学が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する特定個人情報等であつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- (7) 個人番号関係事務 本学が、番号法の規定により個人番号利用事務（行政事務を処理する者が番号法の規定により個人情報を効率的に検索及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務）に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (8) 業務従事者 本学と雇用関係にある者（教職員、非常勤講師、アルバイト等）及び理事、監事等をいう。
- (9) 業務従事者以外の個人 本学と雇用関係にない者であつて、本学の業務に関与する弁護士、社会保険労務士、講演料等の支払先の者、不動産使用料等の支払先の者等をいう。

(本学が個人番号を取り扱う事務の範囲)

第3条 本学が個人番号を取り扱う事務の範囲は以下のとおりとする。

業務従事者（扶養親族等含む。）に係るもの	給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
	雇用保険届出事務
	労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
	健康保険・厚生年金保険届出事務
業務従事者以外の個人に係るもの	国民年金の第3号被保険者の届出事務
	報酬・料金等の支払調書作成事務
	不動産の使用料等の支払調書作成事務
	不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

（本学が取り扱う特定個人情報等の範囲）

第4条 前条において使用する特定個人情報等は以下のとおりとする。

- （1）源泉徴収票作成事務に関しては、業務従事者並びに扶養親族等の個人番号、氏名及び住所等
 - （2）雇用保険届出事務に関しては、業務従事者の個人番号、氏名、生年月日及び性別等
 - （3）労働者災害補償保険法に基づく請求事務に関しては、業務従事者の個人番号、氏名、生年月日、性別及び住所等
 - （4）健康保険・厚生年金保険届出事務に関しては、業務従事者並びに扶養親族等の個人番号、氏名、生年月日、性別及び住所等
 - （5）国民年金の第3号被保険者の届出事務に関しては、業務従事者並びに国民年金第3号被保険者たる配偶者の個人番号、氏名、生年月日、性別及び住所等
 - （6）報酬・料金等の支払調書作成事務に関しては、支払先の者の個人番号、氏名、住所等
 - （7）不動産の使用料等の支払調書作成事務に関しては、支払先の者の個人番号、氏名、住所等
 - （8）不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務に関しては、支払先の者の個人番号、氏名、住所等
- 2 前項各号に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

第2章 組織及び体制

（組織体制）

第5条 本学は、総務部人事課を特定個人情報等を管理する責任部署とする。

- 2 本学に、特定個人情報等の管理に関する責任を担う事務取扱責任者を置き、総務部長をもって充てる。
- 3 本学に、特定個人情報等を取り扱う事務に従事する事務取扱担当者を置き、総務部人事課の職員をもって充てる。

（事務取扱責任者の責務）

第6条 事務取扱責任者は、本規則に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。

2 事務取扱責任者は、次の業務を行う。

- （1）本規則及び委託先の選定基準の承認及び周知
- （2）特定個人情報等の安全管理に関する教育・研修の企画及び実施
- （3）特定個人情報等の利用申請の承認及び記録等の管理
- （4）特定個人情報データベース等を取り扱う情報システムを管理する区域及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域の設定
- （5）特定個人情報等の取扱区分及び権限についての設定及び変更の管理
- （6）特定個人情報等の取扱状況の把握
- （7）委託先における特定個人情報等の取扱状況等の監督
- （8）その他本学における特定個人情報等の安全管理に関すること

（事務取扱担当者の監督）

第7条 事務取扱責任者は、特定個人情報等が本規則に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事務取扱担当者の責務)

第8条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の「取得」、「利用」、「保管」、「提供」、「開示、訂正、利用停止」、「廃棄」又は委託処理等、特定個人情報等を取扱う業務に従事する際、番号法及び個人情報保護法並びにその他の関連法令、特定個人情報ガイドライン、本規則及びその他の本学規則並びに事務取扱責任者の指示した事項に従い、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい等、番号法若しくは個人情報保護法又はその他の関連法令、特定個人情報ガイドライン、本規則又はその他の本学規則に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。

(教育・研修)

第9条 事務取扱責任者は、本規則に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者に本規則を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。

2 事務取扱担当者は、事務取扱責任者が主催する本規則を遵守させるための教育を受けなければならない。研修の内容及びスケジュールは、事務取扱責任者が定める。

(安全管理措置)

第10条 事務取扱責任者は、特定個人情報等の「取得」、「利用」、「保管」、「提供」、「開示、訂正、利用停止」、「廃棄」の各段階における安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第3章 特定個人情報等の取得

(特定個人情報等の適正な取得)

第11条 本学は、特定個人情報等の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(特定個人情報等の利用目的)

第12条 本学が、業務従事者又は業務従事者以外の個人から取得する特定個人情報等の利用目的は、第3条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

(特定個人情報等の取得時の利用目的の通知等)

第13条 本学は、特定個人情報等の利用目的について、業務従事者又は業務従事者以外の個人に通知又は公表しなければならない。ただし、目的が明らかな場合はこれを省くことができる。

2 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、業務従事者又は業務従事者以外の個人に通知又は公表しなければならない。

(個人番号の提供の要求と制限)

第14条 本学は、第3条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、業務従事者又は業務従事者以外の個人に対して個人番号の提供を求めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることができるものとする。

3 本学は、番号法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人の個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報等の取得制限)

第15条 本学は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報等を取得してはならない。

(本人確認)

第16条 本人確認の措置は、写真の表示等により本人を特定できる書類の提示を受けることその他これに準ずるものとして法令等で定める措置とする。

2 代理人による場合は、次の書類の提示を受けることその他これに準ずるものとして法令等で定める措置とする。

- (1) 委任状等の代理権を明らかにする書類
- (2) 写真の表示等により代理人を特定できる書類

第4章 特定個人情報等の利用

(個人番号の利用制限)

第17条 本学は、第12条に掲げる利用目的の範囲内でのみ個人番号を利用するものとする。

2 本学は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて個人番号を利用してはならない。

(特定個人情報データベース等の作成の制限)

第18条 本学が特定個人情報データベース等を作成するのは、第3条に定める事務を実施するために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人情報データベース等を作成しないものとする。

第5章 特定個人情報等の保管

(特定個人情報等の正確性の確保)

第19条 事務取扱担当者は、特定個人情報等を、第12条に掲げる利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

(保有特定個人情報に関する事項の公表等)

第20条 本学は、保有特定個人情報に関する次に掲げる事項については、本人の知り得る状態に置くものとする。

- (1) 保有特定個人情報の利用目的
- (2) 第23条第1項、第24条第1項又は第25条第1項の規定による求めに応じる手続

(特定個人情報等の保管制限)

第21条 本学は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報等を保管してはならない。

2 本学は、法令等で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）の写し、本学が行政機関等に提出する法定調書の控え、及び当該法定調書を作成するうえで本学が受領する個人番号が記載された申告書等を保管することができる。

3 前項の書類の方法は、原則として書面（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む）によるものとする。

第6章 特定個人情報等の提供

(特定個人情報等の提供制限)

第22条 本学は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報等を第三者（法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は該当しないものとする。）に提供しないものとする。なお、本人の事前同意があつても特定個人情報等の第三者提供ができないことに留意するものとする。

第7章 特定個人情報等の開示、訂正等、利用停止等

(特定個人情報等の開示)

第23条 本学は、業務従事者又は業務従事者以外の個人から当該本人が識別される保有特定個人情報について開示を求められた場合は、別に定める手続き及び方法により、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本学の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 本学は、前項の規定に基づき求められた保有特定個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(保有特定個人情報の訂正等)

第24条 本学は、業務従事者又は業務従事者以外の個人から、当該本人が識別される保有特定個人情報の内容が事実でないという理由によって保有特定個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有特定個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

2 本学は、前項の規定に基づき求められた保有特定個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(保有特定個人情報の利用停止等)

第25条 本学は、業務従事者又は業務従事者以外の個人から、当該本人が識別される保有特定個人情報が、第11条の規定に違反して取得されたものであるという理由、第12条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第22条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有特定個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下、本条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

2 前項の規定に基づき求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき若しくは行わない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第26条 本学は、第23条第1項、第24条第1項又は第25条第1項の規定により、業務従事者又は業務従事者以外の個人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手續等)

第27条 業務従事者又は業務従事者以外の個人は、第23条第1項、第24条第1項又は第25条第1項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）を行う場合は、本人であること（本人の同意に基づく当該本人の保護者又は保証人若しくは法定代理人であるときはその旨）を明らかにし、その求めに必要な事項を明記した文書（本人の同意に基づく当該本人の保護者又は保証人若しくは法定代理人による開示等の求めにあつては、本人の同意書を含む）を、事務取扱責任者あてに提出しなければならない。

2 業務従事者又は業務従事者以外の個人は、前項による開示等の求めにかかる費用について、本学より請求があつた場合は、その支払いに応じなければならない。

第8章 特定個人情報等の廃棄・削除

(特定個人情報等の廃棄・削除)

第28条 本学は、第3条に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報等を収集又は保管し続けるものとする。なお、書類等について法令等によって一定期間保存が義務付けられているものについては、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管するものと

し、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、法令等において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。

第9章 特定個人情報等の委託の取扱い

(委託先の監督)

第29条 本学は、個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、本学自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 本学は、委託先の管理については、総務部人事課を責任部署とする。

3 委託先は、本学の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務の全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。

4 本学は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督する。

第10章 雑則

(規則の改廃)

第30条 この規則の改廃は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

附 則 (2015年11月6日制定)

この規則は、2015年11月6日から施行する。